

別所地区市政懇談会 議事録

- 1 日 時 令和2年10月25日(日)
午後6時00分～7時35分
- 2 場 所 別所町公民館大会議室
- 3 参加者 別所地区 21人
市 13人(市長、副市長、副市長、教育長、総合政策部長、市民生活部長、産業振興部長、都市整備部長、生活環境課長、農業振興課長、道路河川課長、プロジェクト推進課長、建築住宅課長)
オブザーバー 6人

4 内 容

- (1) 地区からの意見・提言及び市からの回答

別紙のとおり

- (2) 意見交換

ア 太陽光発電施設について

【別所地区】

別所小学校の裏に太陽光発電施設が設置される計画があるが、山のふもとであることから土砂崩れや雨水の流れに不安がある。公民館の西側の道路では、10mm以上の雨が降ると雨水が側溝ではなく道路を流れ、特に自転車で通学する中学生にとって危険である。再生可能エネルギーという観点から太陽光発電も重要だと思うが、地域に対して何かできることがないか、住民目線で検討してほしい。

【都市整備部長】

事業者から提出された排水計画について不適切な部分が見受けられるため、許可権者である県に対し排水設備の設置指導を要望している。太陽光パネルの設置により、雨水の流出量がどの程度増加するのか試算してもらった上で、最低限増加する量だけでも太陽光発電施設の敷地内で流量調整処理をするよう指導していく。

【道路河川課長】

ご指摘の道路に水が流れている箇所についても状況を注視していく。現状において宅地が冠水するのであれば対策を

考えていく。

【別所地区】

業者による住民説明会が11月8日に開催される。説明内容に関して不明点等あれば、建築住宅課に尋ねさせていただくため、ご指導のほどお願いしたい。

【都市整備部長】

市としても可能な限り地域に寄り添って進めていきたいと考えているため、お気軽にご相談いただきたい。

【別所地区】

豊かな自然は三木の魅力の一つだが、事業者による開発で失われつつある。三木の将来を見据えた方向性を示してほしい。県の条例では開発を阻止できないのであれば、県の条例で足りない部分は、現場に近い市町村が補うべきである。条例を制定し、規制をかけている市もある。条例に違反していないから規制できないということで、県外の事業者に里山を開発され続けてよいのか。

【都市整備部長】

県内で独自の基準を設けている5自治体について、調査の上、条例の実効性について見極める必要がある。環境問題の観点から太陽光発電を推進するという県の考え方もあるため、他市の事例を注視しつつ、県とも十分に協議し、条例化については慎重に検討する。

【別所地区】

三木の自然環境が破壊されていくことについて、止めなければならないという意識はあるのか。

【都市整備部長】

各地で大規模な太陽光発電施設が設置されている状況を目の当たりにすると、本当にこれでよいのかと考える。一方で、環境問題の観点から国として再生可能エネルギーを推進しているため、今ある自然と再生可能エネルギーを両立させる必要があると考える。もちろん自然環境が破壊される森林開発は放置できないが、行政として様々な視点から慎重に判断する必要がある。

【別所地区】

行政が条例を制定すると、事業者は反対すると思う。ただ

し、里山の自然は地主個人だけのものではなく、地域住民の心の拠り所である。独自の基準を設けている他市の条例は、県の条例とどのように違うと認識しているのか。

【都市整備部長】

県の条例では届出制度だが、他市が制定した条例では許可制度である。また、面積条件については自治体によって異なる。

【別所地区】

一度破壊された自然はなかなか元に戻らない。太陽光発電施設は、その役目を終わると太陽光パネルが産業廃棄物として放置されるリスクがある。近年では自然に無害な太陽光パネルもあるが、初期に作られたものは有害物質を含む場合があるため、処分の際は埋立処理をするほかない。再生可能エネルギーとして太陽光発電を推進することは理解できるが、地域の自然環境が破壊されることは何とか阻止したい。遡及することは困難だとしても、今後の開発を規制できるような条例を制定してほしい。

【副市長】

太陽光発電について、20年後には能力が落ちて将来的に社会問題になるのではないかとという点も認識している。また、里山の豊かな自然をどのようにして守っていくかということも重要である。太陽光パネルが建築物の取扱いであれば制度に則り手続を行うこともできたが、平成23年に国が太陽光パネルは建築物に該当しないと判断した。自由な設置では、不適切なものも出てくるため、県は5,000㎡以上の設置については届出するよう定めている。2つの事業者による設置だとしても同一事業であるとみなされる場合で全体が1ha以上であれば、下流の流下能力があるのかなどについて確認することになっている。様々な経済活動の中でどの程度までの制約がかけられるか、また、今後どのような対策が必要なのか、他市の事例を確認しながら、地域の思いも併せて検討していく。

【別所地区】

県の条例では5,000㎡以上の太陽光発電施設を手続きの対象としているが、三田市の条例では1,000㎡以上を

手続きの対象と定められている。三木市は違うのか。

【都市整備部長】

三田市が独自で定めている基準である。三田市の場合は、市街化区域のみ1,000㎡以上を届出の対象とし、調整区域は3,000㎡以上を規制の対象としている。

【別所地区】

小野市はどうか。

【都市整備部長】

小野市についても1,000㎡以上を届出の対象としている。

【別所地区】

三木市も1,000㎡以上を届出の対象にできないのか。なぜ小野市はできて、三木市はできないのか。

【都市整備部長】

三木市は独自の基準を定めてないからである。

【別所地区】

定めてほしい。

【都市整備部長】

県内41市町のうち、独自の基準を定めている自治体は5つと少数であり、基準を定めてから年数もあまり経っていないため、調査の上、十分に実効性を確認しながら検討していく。決して何もしないということではない。

【別所地区】

三木市総合計画の「地域の魅力を高めるまち」という柱の中に、「景観・自然」という項目があり、農村地域における田園風景の保全、情緒あふれる自然の風景を守ると記載がある。素晴らしい田園風景が広がっていても、山がはげ山では台無しである。事業者との調整や法の規制等の課題はあると思うが、三木の今ある自然環境を守ってほしい。

【副市長】

5,000㎡未満の規模の事業にまで届出手続きをかけるのかということ及び今ある里山をどのように守っていくのかということについて十分な議論をする必要がある。他市の事例を研究しながら検討していく。

【市長】

実効性のある条例であれば、三木市においても制定が必要であると認識している。ただし、他市の条例制定から日が浅く、実効性についてはまだ確認できていない。まずは、事業者による排水の問題等、具体的に対策を講じることが重要である。当市政懇談会の開催に当たり、幹部が一堂に会し、全ての意見・提言について議論している。今後も様々なご意見をいただきたい。

【別所地区】

当該箇所は急傾斜地崩壊危険区域等ではないため、太陽光発電施設の建設は妨げられないと県から聞いている。もし、地滑り等の災害が起こった場合、県又は市に責任をとってもらえるのか。

【都市整備部長】

急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、一定の基準以上の箇所について指定されている。これは、住民の皆様に危険な区域を認識していただき、早めの避難行動を促すためのものである。そのため、急傾斜地崩壊危険区域等以外で災害が起きないというわけではなく、例えば急傾斜地崩壊危険区域でなくても家の裏に山がある場合は、大雨等の際、山の状況を注視した上で自らの身を守る行動をとっていただきたい。

【別所地区】

危険区域に指定されていない箇所が実際に崩れる場合もある。今後も指導をお願いしたい。

イ 東播磨南北道八幡北ランプ完成による交通量増加による交通安全対策について

【別所地区】

下石野地区には、愛宕山古墳、王子神社及び別所ふるさと交流館等、豊かな地域資源がある。東播磨南北道や宗佐交差点の工事の影響で、下石野地区内を通り抜ける車が見受けられるほか、旧石野駅付近まで渋滞している場合もある。工事の進捗により交通状況の変化が予想されるため状況を注視

していくという回答であるので、引き続き注視いただき、対応が必要な場合は対応をお願いしたい。

【市長】

下石野地区の交通事情に関し、下石野から正法寺に繋がる橋の付近に信号機を設置できないか等について検討したが、信号機の距離基準等により、事業化できていない状況である。宗佐交差点については、右折レーンの設置により渋滞が緩和される見込みである。また、下石野地区から三木鉄道跡地を県道宗佐土山線に接続する道路改良工事についても、加古川市と協力して事業を進めている。危険な状況等あれば、ご連絡いただきたい。

ウ 三木市南西部の県道513号線を含む道路整備について

【別所地区】

稲美町との境界から北に向かう部分について、バイパスが過去に計画されていたと聞いた。

【都市整備部長】

30年以上前に道路拡幅が計画されていたと県から聞いている。しかしながら、用地の確保ができず、途中で止まっている状況である。

【別所地区】

狭隘部分を大型トレーラーが通行できず、2時間程通行止めになったことがある。狭隘部分を大型車で無理やり通行しようとする事業者や、通勤する乗用車等により、すれ違いが困難でトラブルになる場合もある。

【都市整備部長】

例えば、幅員狭小につきご注意願いますという文言の看板を設置するなどの対策が考えられる。道路管理者である県に申し伝える。

【別所地区】

根本的な対策をしてほしい。国道175号線の小林交差点付近の拡幅が重要だと考えているが、事業は進んでいるのか。

【都市整備部長】

当該箇所については、法務局の保有する地図と実際の土地が相違している地図混乱地域であり、まずはその整理を行っ

ている状況である。

【別所地区】

簡単に解決しない問題であると認識しているが、重要な事業である。渋滞すると地区内を通り抜ける車が多い。

【市長】

一般的なカーナビの設定が地区内を通り抜ける誘導になっていないか確認する。小林交差点付近については、地図混乱地域の整理及び調整を行っている。

エ 長治川流域の治水対策について

【別所地区】

河川に堆積した土砂から葦が生え、ダムのようにになっている部分がある。幸いなことに直近2年間は危険な大雨は降っていないが、全国の災害状況を見ていると油断できない。異常な状況を確認した際は県又は市に連絡させていただく。

オ 急傾斜地危険箇所、土砂災害警戒区域への防災対策について

【別所地区】

急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域は市内に多数あるが、正法寺地区には両方に指定されている箇所がある。国有林については森林管理署が定期巡回をしているようだが、台風や梅雨前線の影響で全国的に土砂災害が発生している状況に鑑みると心配である。土砂災害対策として、県の急傾斜地崩壊対策事業や被災者生活再建支援制度について、住民に分かりやすく周知いただきたい。

【都市整備部長】

承知した。斜面については引き続き警戒を行うよう森林管理署に申し伝える。